

すすめています ふるさと宮田の心を育む風景づくり

— 宮田村の景観計画（案）づくりの状況 —

■ これまでの取り組み状況

全国各地の市町村が、2004年に制定された景観法に基づいたそれぞれの景観計画、景観条例を策定しており、宮田村も2014年度から本格的な取り組みを始め、調査、議論を進めてきました。また2回の講演会を開催し、参加いただいた皆さんから宮田村の風景について様々なご意見をいただきました。それらをふまえて、2015年6月からは「宮田村景観計画策定委員会」を設置し、具体的な計画の内容を議論しています。2016年夏には素案を完成し、住民の皆さんからのご意見をいただいた上で、2016年度中に景観計画の決定と、景観条例の制定を行いたいと考えています。

◎これまでの活動の経緯と今後のスケジュール

2014	10	第1回 宮田村の景観を考える会 (公募住民・村役場職員・専門会で構成)
	11	
	12	第2回 宮田村の景観を考える会
2015	1	第3回 宮田村の景観を考える会
	2	講演会と参加者へのアンケートと意見交換会①
	3	
	4	第4回 宮田村の景観を考える会
	5	
	6	地区説明会：11地区（6/7～6/13）
	7	第1回 宮田村景観計画策定委員会
	8	講演会と参加者へのアンケートと意見交換会②
	9	第2回 宮田村景観計画策定委員会
	10	
	11	第3回 宮田村景観計画策定委員会
	12	
2016	1	第4回 宮田村景観計画策定委員会
	2	
	3	第5回 宮田村景観計画策定委員会
	4	第6回 宮田村景観計画策定委員会
	5	地区説明会 ↓ 景観計画策定委員会にて議論
	6	
	7	
	8	景観計画案・景観条例案作成 パブリックコメント・住民説明会など
2017	1	条例制定・景観行政団体への移行
	2	
	3	
	4	景観計画の発効・条例施行

「はじめよう、ふるさと宮田の心を育む風景づくり」
2015年2月27日開催 70名参加




「はじまりました、ふるさと宮田の心を育む風景づくり」
2015年8月6日開催 55名参加




宮田村景観計画策定委員会

◎委員長 ○副委員長 ※第4回委員会から

◎湯澤謙司	宮田村都市計画審議会	春日孝昭	一般公募
新谷久男	宮田村農業委員会	天野早人	宮田村村会議員
○浦野宗明	宮田村商工会	佐々木葉	有識者（早稲田大学）
竹平孝輝	中央アルプス駒ヶ岳山岳観光推進会議	藤倉英世	有識者（早稲田大学）
		事務局	宮田村建設課
太田保	宮田村文化財保護審議会		
矢田典和	区長会（H27年）		
平澤正次*	区長会（H28年）		
長田章敬	長野県上伊那地方事務所建築課		
須永次郎	一般公募		
後藤寛	一般公募		
三浦典子	一般公募		
窪田守男	一般公募		



■ 景観計画・条例の必要性

景観とは、生業や風土といった地域の特色が目に見える形として現れたものです。宮田村が多くの人に「住みたい・訪れたい・帰りたい・働きたい・ここでつくられたものを買いたい」と思われるためには、これまで受け継がれてきた村の景観を守り、育てて行くことが必要です。国道153バイパス（伊駒アルプスロード）の計画も定まり村の様子が今後大きく変化することも勘案し、ふるさと宮田村の魅力を将来世代に引き継ぐためにも、法に基づいた計画が必要です。

景観計画では、目指す景観像、景観形成の方針、区域設定、景観に与える影響が大きい個々の建物や工作物に関するルール、景観上重要な樹木・建造物・公共施設に関する方針、屋外広告物に関する方針などを定めます。この計画を担保するために景観条例を定めます。

景観計画(案)の骨子

これまで6回開催した景観計画策定委員会の議論によって、景観計画(案)の大まかな内容がまとまってきました。その骨子を紹介し、今後さらに議論を詰めていきます。

(1) 目指すべき景観像と景観形成の方針

宮田村には原始から一万年に渡り人が住み続けてきました。また駒ヶ岳をはじめとする中央アルプスから流れ出る水の恵みと脅威に対して、人々が知恵を絞り、地形、水の流れ、南北の交通動線を基本としたメリハリのある土地利用をしてきました。この宮田村の原点となる構造の上に、時代の変化に適応するための産業の景観(圃場整備や工場誘致)が展開してきました。これによって、居住と生産の場、その向こうに山並みを望むことができる宮田らしい風景が形成されています。そして、この基本構造の維持を図っていく必要があります。

そのため、景観計画では、こうした「自然と歴史と人々のくらしが築いた空間構造を大切にし、持続可能で将来にわたり宮田を愛する心を育む景観」を目指し、その実現のために丁寧で総合的な景観づくりを進めていくこと」を基本的な方針とします。

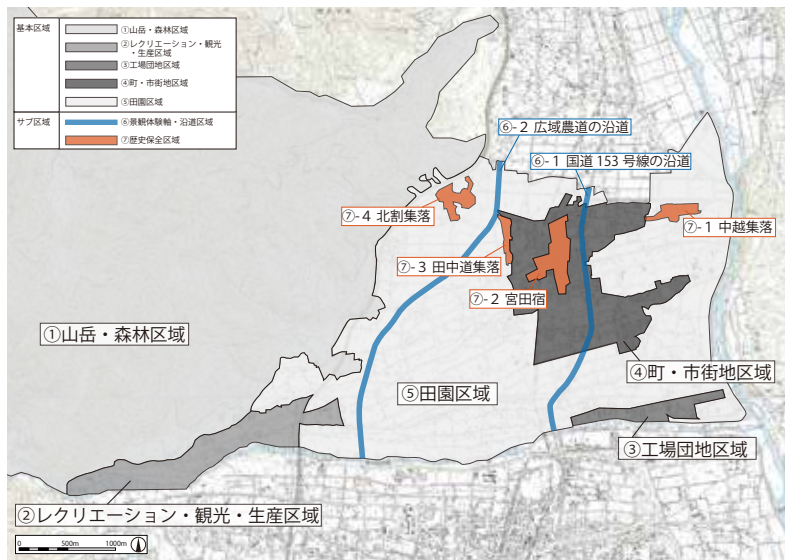
(2) 景観計画の対象域と地域区分

景観計画は宮田村全域を対象とします。また土地利用の実態に即した地域区分を設定して、区域ごとにその特性にあわせた景観づくりの方針、ルールを定めます。景観計画の区域としては、5つの基本区域と2種類のサブ区域を検討しています。紙面の都合から極簡単な説明とはなりますが、右図と各地域の要旨を参照ください。

(3) その他

長野県や隣接市の計画も参考として以下のような事項を定めます。

- 一定規模以上の建物・工作物の新築や改築などを行う場合には工事に先立って届出を求め、高さや色彩などについての基準を満たすことを確認します。(届出は、景観計画・条例の施行以降に工事する物件が対象となります。)
- 上記の基準は、宮田村の実態に即して、無理のない範囲で守ることができる内容となるよう検討しています。
- 看板などの屋外広告物についてはすでに長野県の条例が適用されているので、引き続き県条例を活用しながら意識の向上を図っていく予定です。
- 景観上重要な樹木や建造物、道路・橋・河川などの公共施設についての景観形成の基本的な考え方を示します。
- 営農の継続によって優れた田園景観が保全・継承されるための取組みを今後検討していくことを示します。
- 景観計画を効果的に運用していくための体制や取組みについての考え方を示します。



◎基本区域

①山岳・森林区域

宮田村の命の源ともいえる水が生まれ、蓄えられ、流れ出てくる区域であり、自然環境・森林を保全するとともに、観光拠点の景観を保全・活用する。

②レクリエーション・観光・生産区域

山岳と生活圏の接点である西山山麓に位置し、豊かな水を活かした活動が展開している区域であり、他にかけがえのない立地を活かした景観形成を図る。

③工場団地区域

大田切川下流の工場が集積した区域であり、周辺に広がる農地や川辺にまとまった区域として挿入されたという特徴を明確にし、秩序ある産業景観とする。

④町・市街地

都市計画の用途地域指定区域に隣接する町3区を含め、田中道の東側集落を除外した区域であり、住宅や商店の集積地として宮田らしい町・市街地の多面的な魅力と価値を継承し、集積による賑わいが感じられる景観形成を図る。

⑤田園区域

①～④の区域以外の宮田村の基調となる区域であり、季節や時刻による変化を伴った農地の広がりとその向こうの段丘や山並みを望むことができる。多くの人が宮田らしいと感じているこうした眺めを保全・継承するために、農地に点在する集落や施設は周辺に調和し、田園の魅力を引き立てる景観形成を図る。

◎サブ区域

以下の2種類をサブ区域として、基本区域上に重ねることで、より丁寧な景観形成を図る。具体的な指定箇所は今後協議によって定め、将来的な追加も可能とする。

サブ区域⑥景観体験軸・沿道区域

多くの人に利用されるあるいは繰り返し利用される景観上重要な動線となる道沿いを指定し、そこからの眺めや道沿いの景観の整序を図る。

⑥-1: 国道153号線の沿道、道路端から両側30mの区域

⑥-2: 広域農道の沿道、道路端から両側30mの区域

サブ区域⑦歴史保全区域

地形図の分析から約100年間道路線形と土地利用が変化せず継承されてきたことがわかった区域であり、個々の建物の変化はあっても集落・町としての骨格が残っている貴重な区域である。地区の人々によって自主的に継承されてきた空間の構造は、新しく形成された場所にはない魅力を有しているため、その基本構造を大切に景観形成を図る。

地形図から抽出された対象地(境界線については精査が必要)

⑦-1 中越集落 ⑦-2 宮田宿 ⑦-3 田中道集落 ⑦-4 北割集落

問い合わせ・連絡先

宮田村役場建設課建設係 電話番号: 0265-85-5863 メールアドレス: kensetu@vill.miyada.nagano.jp